

## 自家用有償旅客運送の更新登録について

### 1 協議理由

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客輸送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

現在、秋田八幡平温泉郷エリア（八幡平山頂～鹿角花輪駅・八幡平山頂～新玉川温泉）において、NPO法人コンピゴール八幡平が認定登録を受け運行しておりますが、有効期限が令和8年7月25日までとなっており、引き続き運行するために更新登録を行い、八幡平山頂から本市への観光客等の移動手段を確保したい。

### 2 更新登録申請内容

協議内容	自家用有償旅客運送の更新登録
登録番号	東秋交第2号
種別	交通空白地有償運送
現登録の有効期間	令和6年7月26日から令和8年7月25日（2年間）
更新後の有効期間	令和8年7月26日から令和11年7月25日（3年間） ※道路運送法第79条の5第1項第1号のイロハのいずれにも該当なし
申請書（案）	別紙資料3-1のとおり

### 参考：道路運送法第79条の5

#### （登録の有効期間）

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 三年

イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(年号) 2026 年 6 月 日

東北運輸局 秋田運輸支局長 殿  
秋田県知事 殿名 称 NPO 法人 コンビゴーレ八幡平  
住 所 鹿角市八幡平字熊沢外 8 国有林  
代表者の氏名 理事長 浅石 敦幸

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
NPO 法人 コンビゴーレ八幡平  
鹿角市八幡平字熊沢外 8 国有林  
理事長 浅石 敦幸

2. 登録番号  
東秋交第 2 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
秋田八幡平温泉郷エリア (八幡平山頂～鹿角花輪駅・八幡平山頂～新玉川温泉)	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
コンビゴーレ本部事務所	鹿角市八幡平字熊沢外8国有林

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
		保有	2		( )		2
	持込	1	※	1 1 (2)	※ ( )	1 2 (2)	※
	合計	3		1 1 (2)		1 4 (2)	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民</li> <li>・ 観光旅客等</li> </ul>
---

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

なし

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類